

独立行政法人放射線医学総合研究所組織規程

平成13年 4月 1日
13規程第 2 号
最終改正 平成20年 3月18日
20規程第 9 号

目次

第1章 総則(第1条～第5条)	1
第2章 組織及び業務(第6条～第165条)	2
第3章 職制(第166条～第195条)	23
附 則	26

第1章 総則

(目的)

第1条 独立行政法人放射線医学総合研究所(以下「研究所」という。)の組織、業務及び職制については、この規程の定めるところによる。

(理事会議)

第2条 研究所に、経営に関する重要事項を審議・決定するため、理事会議を置く。

2 理事会議の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(運営連絡会議)

第3条 研究所に、その業務の運営に関する重要事項を審議するため、運営連絡会議を置く。

2 運営連絡会議の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第4条 研究所に、その業務の遂行に関し必要な事項を審議するため、別に定めるところにより、各種の委員会を置くことができる。

(本所及び支所)

第5条 研究所の本所及び支所は次のとおりとする。

名 称	位 置
本所	千葉県千葉市
那珂湊支所	茨城県ひたちなか市

第2章 組織及び業務

(組織)

第6条 研究所に次の組織を置く。

企画部
総務部

情報業務室
基盤技術センター
重粒子医科学センター
分子イメージング研究センター
放射線防護研究センター
緊急被ばく医療研究センター
監査室
コンプライアンス室

(企画部の業務)

第 7 条 企画部は、次の業務を行う。

- (1) 経営戦略に係る調査に関する事。
- (2) 経営戦略の企画、立案及び推進に関する事。
- (3) 研究開発計画の企画、立案、推進及び管理に関する事。
- (4) 重要事項に係る総合調整に関する事。
- (5) 研究開発業務の総合調整に関する事。
- (6) 研究開発の評価に関する事。
- (7) 国際・国内の研究交流及び研究協力に関する事。
- (8) 外部資金研究の推進に関する事。
- (9) 知的財産権等の研究所の成果の管理及びその活用に関する事。
- (10) 研修業務に関する事。
- (11) 研究所の広報に関する事。

(企画部の組織)

第 8 条 企画部に経営企画主幹並びに次の課及び室を置く。

企画課

広報課

人材育成・交流課

2 広報課に知的財産室を置く。

(経営企画主幹の業務)

第 9 条 経営企画主幹は、第 7 条に定める企画部の業務のうち、理事長が特に命ずるものを行う。

(企画課の業務)

第 10 条 企画課は、次の業務を行う。

- (1) 経営戦略に係る調査に関する事。
- (2) 経営戦略の企画、立案及び推進に関する事。
- (3) 重要事項に係る総合調整に関する事。
- (4) 研究開発計画の企画、立案、推進及び管理に関する事。
- (5) 研究開発業務の総合調整に関する事。
- (6) 研究開発資源の確保及び配分に関する事。
- (7) 研究開発の評価に関する事。
- (8) 外部資金研究の推進に関する事。
- (9) 部の庶務に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、企画部の業務のうち、他の所掌に属さない業務に関する事。

(広報課の業務)

第 11 条 広報課は、次の業務を行う。

- (1) 研究所の広報に関すること。
- (2) 知的財産権等の研究所の成果の管理及びその活用に関すること。

(知的財産室の業務)

第 11 条の 2 知的財産室は、知的財産権等の研究所の成果の管理及びその活用に関する業務を行う。

(人材育成・交流課の業務)

第 12 条 人材育成・交流課は、次の業務を行う。

- (1) 産学官との研究交流及び研究協力に関すること。
- (2) 外国及び国際機関との研究交流及び技術協力に関すること。
- (3) 研修計画の立案及び研修の実施に関すること。(人事課の所掌に関する研修を除く。)
- (4) 研修に係わる調査、研究及び技術開発に関すること。

第 13 条 削除

(総務部の業務)

第 14 条 総務部は、次の業務を行う。

- (1) 事務の調整に関すること。
- (2) 役員の秘書に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) 福利厚生及び社会保険に関すること。
- (6) 建物・構築物に係るスペース利用の調整に関すること。
- (7) 財産管理に関すること。
- (8) 予算、決算及び契約に関すること。
- (9) 研究所の業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(総務部の組織)

第 15 条 総務部に次の課を置く。

総務課
人事課
経理課
契約課

(総務課の業務)

第 16 条 総務課は、次の業務を行う。

- (1) 事務の調整に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 役員の秘書に関すること。
- (4) 公印に関すること。
- (5) 文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 諸規程の制定、改廃及び審査並びに法令の調査に関すること。
- (7) 職員の福利厚生及び社会保険に関すること。

- (8) 情報公開及び個人情報に関すること。
- (9) 建物・構築物に係るスペース利用の調整に関すること。
- (10) 職員の身分証明に関すること。(人事課の所掌に関するものを除く。)
- (11) 渉外に関すること。(他の組織の所掌に関するものを除く。)
- (12) 部の庶務に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、研究所の業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(人事課の業務)

第 17 条 人事課は、次の業務を行う。

- (1) 人事に関すること。
- (2) 職員の資質向上に関する研修に関すること。
- (3) 労務に関すること。
- (4) 職員の旅費に関すること。
- (5) 給与に関すること。
- (6) 栄典に関すること。

(経理課の業務)

第 18 条 経理課は、次の業務を行う。

- (1) 予算の管理及び決算に関すること。
- (2) 資金計画の作成並びに資金の調達及び運用に関すること。
- (3) 収入及び経費の支出に関すること。
- (4) 現金、預金及び有価証券の出納及び保管に関すること。

(契約課の業務)

第 19 条 契約課は、次の業務を行う。

- (1) 契約業務に関すること。
- (2) 財産の管理業務に関すること。

(情報業務室の業務)

第 20 条 情報業務室は、次の業務を行う。

- (1) 情報化に関する計画の立案、推進に関すること。
- (2) 情報システムの開発・整備・維持・管理及び運用・調整に関すること。
- (3) 情報システムのセキュリティに関すること。
- (4) 図書業務並びに研究情報の管理に関すること。
- (5) 放射線医学に関する情報の収集及び処理に関すること。

(情報業務室の組織)

第 21 条 情報業務室に次の課を置く。

情報利用推進課
情報システム開発課

(情報利用推進課の業務)

第 22 条 情報利用推進課は、次の業務を行う。

- (1) 情報化に関する計画の立案、推進に関すること。
- (2) 電子計算機ネットワークシステムの運用及び利用の推進に関すること。
- (3) 図書業務に関すること。
- (4) 研究業績の収集及び管理(企画部の所掌に関するものを除く。)に関すること。

- (5) 放射線医学に関するデータベースの整備及び利用の促進に関すること。
- (6) 室の庶務に関すること。

(情報システム開発課の業務)

第 23 条 情報システム開発課は、次の業務を行う。

- (1) 電子計算機ネットワークシステムの開発・整備及び維持・管理に関すること。
- (2) 電子計算機ネットワークシステムのセキュリティに関すること。
- (3) 電子計算機ネットワークシステムと所内の各情報システム間の調整に関すること。

(基盤技術センターの業務)

第 24 条 基盤技術センターは、次の業務を行う。

- (1) 研究所の基盤となる技術の維持・提供・開発に関すること。(情報業務室の所掌に関するものを除く。)
- (2) 共同実験施設及び共用施設・設備の管理・運営等に関すること。(重粒子医科学センターの所掌に関するものを除く。)
- (3) 関連する放射線計測等の開発に関すること。
- (4) 安全確保の立案・推進に関すること。
- (5) 一般安全、原子力防災、危機管理等に関すること。
- (6) 放射線、放射性物質、核燃料物質及び有害物質等に関する安全確保に関すること。
- (7) 建物及び設備の計画、整備、維持、保全等に関すること。

(基盤技術センターの組織)

第 25 条 基盤技術センターに次の室及び部を置く。

運営企画室

研究基盤技術部

安全・施設部

(運営企画室の業務)

第 26 条 運営企画室は、次の業務を行う。

- (1) 基盤技術センターの運営・企画に関すること。
- (2) 基盤技術センターの庶務に関すること。
- (3) 共同実験施設及び共用施設・設備の運営・企画に関すること。(研究基盤技術部の所掌に関するものは除く。)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、基盤技術センターの業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(研究基盤技術部の業務)

第 27 条 研究基盤技術部は、次の業務を行う。

- (1) 研究所の基盤となる技術の維持・提供・開発に関すること。(情報業務室の所掌に関するものを除く。)
- (2) 共同実験施設及び共用施設・設備の維持・管理・運用に関すること。(重粒子医科学センターの所掌に関するものを除く。)

(研究基盤技術部の組織)

第 28 条 基盤技術部に次の課及び室を置く。

放射線発生装置利用技術開発課

放射線計測技術開発室

実験動物開発・管理課

(放射線発生装置利用技術開発課の業務)

第 29 条 放射線発生装置利用技術開発課は、次の業務を行う。

- (1) 放射線の発生装置（放射線照射装置を含む。以下「放射線発生装置」という。）の維持・管理・運用に関すること。但し、重粒子医科学センター及び分子イメージング研究センターの所掌に属することは除く。
- (2) 特殊実験装置（安全・施設部及び実験動物開発管理課の所掌に関するものを除く。）の維持・管理・運用に関すること。
- (3) 共同実験施設及び共用施設・設備を利用する研究等に対する、技術支援及び技術開発に関すること。（重粒子医科学センターの所掌に関するものを除く。）
- (4) 部の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、研究基盤技術部の業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(放射線計測技術開発室の業務)

第 30 条 放射線計測技術開発室は、次の業務を行う。

- (1) 放射線発生装置周辺の放射線及び環境放射線の計測及び遮へい技術に関すること。
- (2) 線量評価及び放射線計測技術を高度化するための研究開発に関すること。
- (3) 放射線計測技術の信頼性確保のための放射線（標準）場の構築に関すること。

(実験動物開発・管理課の業務)

第 31 条 実験動物開発・管理課は、次の業務を行う。

- (1) 実験動物の生産・維持・供給に関すること。
- (2) 実験動植物施設の維持・管理・運用（安全・施設部及び放射線発生装置利用技術開発課の所掌に関するものを除く）及び実験動物等の衛生管理に関すること。
- (3) 実験動物に関する新技術等の研究開発及び応用に関すること。

(安全・施設部の業務)

第 32 条 安全・施設部は、次の業務を行う。

- (1) 安全確保の立案及び推進に関すること。
- (2) 原子力防災、国民保護に関すること。
- (3) 放射線、放射性物質及び核燃料物質等に関する安全確保に関すること。
- (4) 職員の作業環境の保持、安全確保に関すること。
- (5) 有害物質等に対する安全確保に関すること。
- (6) エネルギーの管理、環境整備、廃棄物の処理に関すること。
- (7) 土地、土木工作物、建物及び建物に附帯する設備の工事計画、整備、維持、保全に関すること。

(安全・施設部の組織)

第 33 条 安全・施設部に次の課及び室を置く。

安全計画課

放射線安全課

安全管理課

施設課

2 放射線安全課に核燃料管理室を置く。

(安全計画課の業務)

第 34 条 安全計画課は、次の業務を行う。

- (1) 安全確保の立案・推進に関すること。
- (2) 安全確保に係る教育訓練に関すること。(他の所掌に関するものを除く。)
- (3) 敷地、建物内の一般安全確保に関すること。
- (4) 敷地、建物の出入り管理に関すること。
- (5) 敷地内での業務上の負傷、疾病の処理に関すること。
- (6) 原子力防災、国民保護に関すること。
- (7) 危機管理に関すること。
- (8) 部の庶務に関すること。
- (9) 前号に掲げるもののほか、安全・施設部の業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること

(放射線安全課の業務)

第 35 条 放射線安全課は、次の業務を行う。

- (1) 放射線、放射性物質及び核燃料物質等に係る許可申請等に関すること。
- (2) 職員等の放射線被ばく管理に関すること。
- (3) 放射線業務従事者の教育訓練に関すること。
- (4) 放射線、放射性物質の使用に係る放射線安全に関すること。
- (5) 放射線安全管理設備の維持管理に関すること。
- (6) 環境放射線の測定・監視に関すること。
- (7) 放射性廃棄物の管理に関すること。

(核燃料管理室の業務)

第 35 条の 2 核燃料管理室は、次の業務を行う。

- (1) 核燃料物質の使用等に係る放射線安全に関すること。
- (2) 核燃料物質の使用に係る教育訓練に関すること。
- (3) 核燃料廃棄物の管理に関すること。

(安全管理課の業務)

第 36 条 安全管理課は、次の業務を行う。

- (1) 消防計画に関すること。
- (2) 遺伝子組換え生物等実験の安全確保に関すること。
- (3) 毒物・劇物等化学薬品及び有害物質の安全確保に関すること。
- (4) 職員の作業環境等労働安全に関すること。
- (5) 大気汚染防止及び排水水質管理等環境の保全に関すること。

(施設課の業務)

第 37 条 施設課は、次の業務を行う。

- (1) エネルギーの管理、環境整備、廃棄物(放射線安全課及び安全管理課の所掌を除く。)の処理に関すること。
- (2) 土地、土木工作物の計画、整備、維持、保全に関すること。
- (3) 建物及び建物に附帯する設備の計画、整備、維持、保全に関すること。
- (4) 電気工作物業務従事者の教育訓練に関すること。

(重粒子医科学センターの業務)

第 38 条 重粒子医科学センターは、次の業務を行う。

- (1) 放射線の医学利用に関する業務及びその調整、統括に関すること。
- (2) 重粒子線がん治療の高度化に関する臨床研究に関すること。
- (3) 次世代重粒子線照射システムの開発研究に関すること。
- (4) 放射線がん治療・診断法の高度化・標準化に関すること。
- (5) 重粒子線がん治療の普及の推進に関すること。
- (6) 放射線治療に資するがん制御遺伝子の解析研究に関すること。
- (7) 放射線治療効果の向上に関する生物学的研究に関すること。
- (8) 網羅的遺伝子発現解析方法の診断・治療への応用研究に関すること。

(重粒子医科学センターの組織)

第 39 条 重粒子医科学センターに次の病院、部、室及びグループを置く。

運営企画室

病院

物理工学部

放射線治療品質管理室

医療放射線防護研究室

重粒子線がん治療普及推進室

ゲノム診断研究グループ

粒子線生物研究グループ

先端遺伝子発現研究グループ

- 2 必要に応じ別に定めるところにより、前号に掲げるもののほか、研究グループ及びチームを置くことができる。

(運営企画室の業務)

第 40 条 運営企画室は、次の業務を行う。

- (1) 重粒子医科学センターの運営・企画に関すること。
- (2) 重粒子医科学センターの庶務に関すること。
- (3) 重粒子がん臨床試験の事務に関すること。
- (4) 重粒子線がん治療装置の共同利用研究の事務に関すること。
- (5) 治験等審査委員会の事務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、重粒子医科学センターの業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(病院の業務)

第 41 条 病院は、放射線治療、診断及び緊急被ばく医療センターとの協力による放射線障害医療並びにこれらに係る研究開発に関する業務を行う。

(病院の組織)

第 42 条 病院に次の課及び室を置く。

事務課

医療情報課

治療課

診断課

看護課

薬剤室

臨床検査室

診療放射線室

- 2 治療課に第 1 治療室及び第 2 治療室を置く。

3 診断課に画像診断室を置く。

(事務課の業務)

第43条 事務課は、次の業務を行う。

- (1) 病院の庶務に関すること。
- (2) 病院運営の会計に関すること。
- (3) 患者の受診、入退院の手續及び診療記録の整理、保管に関すること。
- (4) 入院患者の給食に関すること。
- (5) 医療相談に関すること。
- (6) 医療法に基づく許可申請等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、病院の業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(医療情報課の業務)

第44条 医療情報課は、医療情報の管理・利用及びこれに関連する開発・改良に関する業務を行う。

(治療課の業務)

第45条 治療課は、重粒子治療及び一般放射線治療並びにこれらに係る研究開発及び歯科治療に関する業務を行う。

(第1治療室及び第2治療室の業務)

第46条 第1治療室及び第2治療室は次の業務(これらに係る研究開発を含む。)を行う。

- 2 第1治療室は、外来患者の治療に関する業務(緊急被ばく医療研究センターの業務に属するものを除く。)に関すること。
- 3 第2治療室は、入院患者の治療に関する業務(緊急被ばく医療研究センターの業務に属するものを除く。)に関すること。

(診断課の業務)

第47条 診断課は、次の業務を行う。

- (1) 診断に関すること。
- (2) 臨床検査診断に関すること。
- (3) 前各号に係る研究開発に関すること。

(画像診断室の業務)

第48条 画像診断室は、画像診断及びこれに係る研究開発に関する業務(分子イメージング研究センター及び緊急被ばく医療研究センターの業務に属するものを除く。)に関すること。

(看護課の業務)

第49条 看護課は、次の業務を行う。

- (1) 患者の看護に関すること。
- (2) 医師の診断及び治療の補助に関すること。
- (3) 病棟、外来診療棟の運用に関すること。

(薬剤室の業務)

第50条 薬剤室は、次の業務を行う。

- (1) 医薬品、医薬部外品及び衛生材料の検査、保管及び出納に関すること。

- (2) 調剤及び製剤に関すること。(分子イメージング研究センターの業務に属するものを除く。)
- (3) 医薬品情報管理に関すること。

(臨床検査室の業務)

第 51 条 臨床検査室は、生理学的検査、病理学的検査、化学的検査及び細菌学的検査に関する業務を行う。

(診療放射線室の業務)

第 52 条 診療放射線室は、次の業務を行う。

- (1) 診断又は治療に必要な放射線発生装置等の操作に関すること。
- (2) 補助具の作成及び管理に関すること。

(物理工学部の業務)

第 53 条 物理工学部は、次の業務を行う。

- (1) 重粒子線がん治療装置及び医用サイクロトロンの運営・維持管理に関すること。
- (2) 粒子線治療装置及び医用サイクロトロンに関する研究開発に関すること。

(物理工学部の組織)

第 54 条 物理工学部に次の室を置く。

加速器開発室

重粒子運転室

ビーム利用調整室

サイクロトロン運転室

照射システム開発室

治療システム開発室

(加速器開発室の業務)

第 55 条 加速器開発室は、粒子線治療装置に関する研究開発のうち、加速器及びビーム輸送系の研究開発に関する業務を行う。

(重粒子運転室の業務)

第 56 条 重粒子運転室は、重粒子線がん治療装置の運転維持及び性能向上に関する業務を行う。

(ビーム利用調整室の業務)

第 57 条 ビーム利用調整室は、次の業務を行う。

- (1) 重粒子線がん治療装置を利用した研究に関する調整及び測定器、回路等の管理に関すること。
- (2) 重粒子線棟の空調、電気、冷却水などの施設管理に関すること。

(サイクロトロン運転室の業務)

第 58 条 サイクロトロン運転室は、医用サイクロトロンの運転及び研究開発その他医用サイクロトロン及びその付属設備に関する業務を行う。

(照射システム開発室の業務)

第 59 条 照射システム開発室は、粒子線治療装置に関する研究開発のうち、照射システムの研究開発に関する業務を行う。

(治療システム開発室の業務)

第 60 条 治療システム開発室は、次の業務を行う。

- (1) 治療計画及び治療に必要な補助具並びにこれらに関する研究開発に関すること。
- (2) 治療用放射線の線量・線質の測定及び評価に関する研究開発に関すること。

(放射線治療品質管理室の業務)

第 61 条 放射線治療品質管理室は、光子線・重粒子線の放射線治療に関する品質管理及び品質保証並びに品質管理に資する研究開発に関する業務を行う。

(医療放射線防護研究室の業務)

第 62 条 医療放射線防護研究室は、医学利用放射線の人体に及ぼす影響及び防護に係る総合的な解析及び評価に関する業務を行う。

(重粒子線がん治療普及推進室の業務)

第 63 条 重粒子線がん治療普及推進室は、次の業務を行う。

- (1) 重粒子線がん治療の普及に関わる技術移転、人材育成などの企画、立案及び推進に関すること。
- (2) 重粒子線がん治療の普及の推進に関わる外部組織への協力及び連携に関すること。

(ゲノム診断研究グループの業務)

第 64 条 ゲノム診断研究グループは、放射線治療に資するがん制御遺伝子解析研究に関する業務を行う。

(ゲノム診断研究グループの組織)

第 65 条 前条の業務を行うため、ゲノム診断研究グループに次のチームを置く。

遺伝情報研究チーム
分子腫瘍研究チーム
遺伝統計研究チーム

(遺伝情報研究チームの業務)

第 66 条 放射線治療後長期生存症例を対象とした、遅発性有害反応発症リスクと関連する遺伝子多型の解析研究に関する業務を行う。

(分子腫瘍研究チームの業務)

第 67 条 重粒子線治療及び放射線化学併用療法による局所制御効果を分子レベルで解明することを目的とした臨床生検・手術材料の遺伝子発現、免疫組織学的解析研究に関する業務を行う。

(遺伝統計研究チームの業務)

第 68 条 遅発性有害反応と関連する遺伝子多型の統計学的解析研究、及び腫瘍のゲノム診断研究における研究デザインの構築に関する業務を行う。

(粒子線生物研究グループの業務)

第 69 条 粒子線生物研究グループは、放射線治療効果の向上に関する生物学的研究に関する業務を行う。

(粒子線生物研究グループの組織)

第 70 条 前条の業務を行うため、粒子線生物研究グループに次のチームを置く。

生物物理研究チーム
実験治療研究チーム
細胞分子機構研究チーム
放射線効果修飾研究チーム

(生物物理研究チームの業務)

第 71 条 生物実験と物理データから腫瘍制御率と正常細胞障害を推定し重粒子線治療の有効性を高める研究、並びに放射線バイスタンダー効果の機構解明を含む業務を行う。

(実験治療研究チームの業務)

第 72 条 臨床応用を図り、治療効果を高めるための重粒子線がん治療にかかわる実験研究、並びにモデル動物を用い、治療プロトコールごとの腫瘍制御率、組織・臓器の違いによる放射線感受性の違いの機構解明に関する業務を行う。

(細胞分子機構研究チームの業務)

第 73 条 重粒子線を含めた電離放射線の生物効果の分子レベル・細胞レベルでの解明及び、DNA 二重鎖切断 (DSB) 修復機構の研究、並びにがん細胞に特異的な放射線増感、放射線抵抗性がんの増感研究に関する業務を行う。

(放射線効果修飾研究チームの業務)

第 74 条 放射線治療の際の、正常組織(細胞)への副作用軽減のため、防護剤の探索とその機構解明研究、及びがん組織を標的とした放射線増感剤の *in vivo* 開発研究、並びに非侵襲的な組織酸素濃度測定法等の確立と、腫瘍制御における酸素濃度の影響の研究に関する業務を行う。

(先端遺伝子発現研究グループの業務)

第 75 条 先端遺伝子発現研究グループは、網羅的遺伝子発現解析法の診断・治療への応用に関する業務を行う。

(先端遺伝子発現研究グループの組織)

第 76 条 前条の業務を行うため、先端遺伝子発現研究グループに次のチームを置く。

幹細胞研究チーム
遺伝子発現研究チーム
モデル実験生物研究チーム

(幹細胞研究チームの業務)

第 77 条 生体の放射線影響における幹細胞の役割解明、放射線障害治療技術開発に資する分子レベルの情報提供、幹細胞機構解明研究、及び、再生医学全般に資する情報提供に関する業務を行う。

(遺伝子発現研究チームの業務)

第 78 条 ハイスループット化、微量 HiCEP 法の高度化、医学、基礎生物学への展開を図るため、血液サンプルを用いた遺伝子発現モニタリングシステム構築の開発研究に関する業務を行う。

(モデル実験生物研究チームの業務)

第 79 条 HiCEP 法を活用した遺伝子破壊によるモデル生物の遺伝子欠損、及び遺伝子導

入モデル動物の開発研究に関する業務を行う。

(分子イメージング研究センターの業務)

第 80 条 分子イメージング研究センターは、次の業務を行う。

- (1) 分子イメージング研究に関する業務の調整、統括に関すること。
- (2) 分子イメージングに関する研究開発の調整に関すること。
- (3) 腫瘍のイメージング研究に関すること。
- (4) 精神・神経疾患の分子イメージング研究に関すること。
- (5) 放射薬剤の製造及びこれら標識・合成技術の研究開発に関すること。
- (6) 分子プローブの研究開発に関すること。
- (7) 生体計測技術の研究開発に関すること。

(分子イメージング研究センターの組織)

第 81 条 分子イメージング研究センターに次のユニット及びグループを置く。

運営企画ユニット

分子病態イメージング研究グループ

分子神経イメージング研究グループ

分子認識研究グループ

先端生体計測研究グループ

(運営企画ユニットの業務)

第 82 条 運営企画ユニットは、次の業務を行う。

- (1) 分子イメージング研究センターの運営・企画に関すること。
- (2) 分子イメージング研究センターの庶務に関すること。
- (3) 放射線を利用する疾病の診断のためのアイソトープの製造に関すること。
- (4) 分子イメージング研究センターにおける臨床研究の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、分子イメージング研究センターの業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(運営企画ユニットの組織)

第 83 条 運営企画ユニットに次の室を置く。

企画・研究推進室

業務調整室

画像技術室

臨床研究支援室

(企画・研究推進室の業務)

第 84 条 企画・研究推進室は、分子イメージング研究センターにおける企画・研究推進業務を行う。

(業務調整室の業務)

第 85 条 業務調整室は、分子イメージング研究センターにおける、庶務及びその他の部に属さない業務を行う。

(画像技術室の業務)

第 86 条 画像技術室は、画像を利用する疾病の診断のためのアイソトープの製造業務を行う。

(臨床研究支援室の業務)

第 87 条 臨床研究支援室は、分子イメージング研究センターにおける次の業務を行う。

- (1) 研究計画申請の支援に関すること。
- (2) 研究計画に基づく臨床研究実施の支援に関すること。
- (3) 上記臨床研究に関する情報及び書類の管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、臨床研究に関するもののうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(分子病態イメージング研究グループの業務)

第 88 条 分子病態イメージング研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 腫瘍の早期診断、質的診断、治療反応性診断等に関する臨床研究に関すること。
- (2) 特異的分子マーカーを指標にしたイメージング法の開発等に関する基礎研究に関すること。
- (3) 生体機能を担う分子の同定及び機能解析等に関する基礎研究に関すること。

(分子病態イメージング研究グループの組織)

第 89 条 前条の業務を行うため、分子病態イメージング研究グループに次のチームを置く。

疾患診断研究チーム
分子診断研究チーム
機能分子研究チーム

(疾患診断研究チームの業務)

第 90 条 PET を中心とする機能画像法を用いて、腫瘍の早期診断、質的診断、治療反応性の評価などの臨床研究に関する業務を行う。

(分子診断研究チームの業務)

第 91 条 腫瘍など各種疾患の分子レベルでの異常を可視化する特異的分子マーカーを利用して、疾患の早期診断、治療方針の選択、治療効果のモニタリングなどを行う分子イメージングの臨床応用に向けた基礎研究に関する業務を行う。

(機能分子研究チームの業務)

第 92 条 分子イメージングの標的となりうる生体機能を担う分子の同定とその機能解析等の基礎研究に関する業務を行う。

(分子神経イメージング研究グループの業務)

第 93 条 分子神経イメージング研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 脳機能及び精神・神経疾患の病態と治療評価に関する臨床研究に関すること。
- (2) 精神・神経疾患発症の分子メカニズムに関する基礎研究に関すること。
- (3) 脳機能局在の分子メカニズムに関する基礎研究に関すること。

(分子神経イメージング研究グループの組織)

第 94 条 前条の業務を行うため、分子神経イメージング研究グループに次のチームを置く。

脳病態研究チーム
分子生態研究チーム
システム分子研究チーム

(脳病態研究チームの業務)

第 95 条 精神・神経疾患(統合失調症、気分障害、認知症など)を対象にした PET 臨床研究を通じて、PET 定量解析法等の解析手法の開発、客観的な診断指標、病態指標、治療効果指標の確立を目指す研究に関する業務を行う。

(分子生態研究チームの業務)

第 96 条 遺伝子改変動物等を対象にマイクロ PET、超高磁場動物用 MRI 等を組み合わせた疾患分子機構解明及び診断・治療法の開発研究に関する業務を行う。

(システム分子研究チームの業務)

第 97 条 霊長類を用いた PET 及び神経薬理的手法等を組み合わせた多角的評価による高次脳機能局在の分子メカニズム、並びに薬物の高次脳機能に与える影響研究に関する業務を行う。

(分子認識研究グループの業務)

第 98 条 分子認識研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 分子プローブの標識法開発及び超高比放射能化に関すること。
- (2) 分子プローブの設計・探索・評価・実用化に関すること。
- (3) 放射性薬剤の生産、品質管理に関すること。
- (4) 薬剤製造システムの開発・管理、計測機器等の精度管理、研究施設設備の管理及びその高度化に関すること。

(分子認識研究グループの組織)

第 99 条 前条の業務を行うため、分子認識研究グループに次のチームを置く。

標識技術研究チーム
分子プローブ開発チーム
薬剤製造開発チーム
先端製造システム開発チーム

(標識技術研究チームの業務)

第 100 条 多種多様で高品位な分子プローブの開発・実用化のために必要とされる様々な化学的技術の開発研究に関する業務を行う。

(分子プローブ開発チームの業務)

第 101 条 様々な神経疾患や腫瘍等の病態診断に必要な生体機能を捕捉するための分子プローブの開発と実用化研究に関する業務を行う。

(薬剤製造開発チームの業務)

第 102 条 臨床研究や動物実験など、研究所で利用される様々な分子プローブの定常的な製造と品質管理業務及び新規分子プローブの前臨床安全性評価試験に関する研究業務を行う。

(先端製造システム開発チームの業務)

第 103 条 作業従事者の放射線被ばく防止や非密封 RI の環境への漏えい防止技術の確立、製造薬剤の安全性を担保するためのシステム開発に関する研究業務を行う。

(先端生体計測研究グループの業務)

第 104 条 先端生体計測研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 核磁気共鳴計測技術の研究に関すること。
- (2) 生体信号とその計測指標との融合の研究に関すること。
- (3) 定量解析法に関する研究及び画像処理ソフトの開発に関すること。
- (4) 生体機能イメージングに関わる物理及び情報処理技術の研究に関すること。

(先端生体計測研究グループの組織)

第 105 条 前条の業務を行うため、先端生体計測研究グループに次のチームを置く。

計測システム開発チーム
機能融合研究チーム
画像解析研究チーム
イメージング物理研究チーム

(計測システム開発チームの業務)

第 106 条 核磁気共鳴イメージングの手法により生体の分子機能情報を測定するシステムの研究開発に関する業務を行う。

(機能融合研究チームの業務)

第 107 条 機能画像法で測定される生体信号とその生成に関わる微小循環代謝及び生理学的機序の研究に関する業務を行う。

(画像解析研究チームの業務)

第 108 条 トレーサ分布を時系列で計測したポジトロン断層撮影画像や磁気共鳴画像から脳病態などの分子機能を定量化する解析法の研究開発に関する業務を行う。

(イメージング物理研究チームの業務)

第 109 条 ポジトロン断層撮影装置などにより生体機能をイメージングするための物理的過程の最適化研究に関する業務を行う。

(放射線防護研究センターの業務)

第 110 条 放射線防護研究センターは、次の業務を行う。

- (1) 放射線安全と放射線防護に関わる規制科学研究に関すること。
- (2) 低線量放射線影響年齢依存性に関わる研究に関すること。
- (3) 放射線規制の根拠となる低線量放射線の生体影響機構に関わる研究に関すること。
- (4) 放射線安全・規制ニーズに対応する環境放射線の影響に関わる研究に関すること。
- (5) 放射線防護技術に関すること。

(放射線防護研究センターの組織)

第 111 条 放射線防護研究センターに次の部、支所、室、及び研究グループを置く。

運営企画室
防護技術部
規制科学総合研究グループ
発達期被ばく影響研究グループ
生体影響機構研究グループ
環境放射線影響研究グループ
那珂湊支所

(運営企画室の業務)

第 112 条 運営企画室は、次の業務を行う。

- (1) 放射線防護研究センターの運営・企画に関すること。
- (2) 放射線防護研究センターの庶務に関すること。
- (3) 放射線防護研究センターの研究計画の策定及び調整に関すること。
- (4) 放射線防護研究センターの研究成果の利用の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、放射線防護研究センターの業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(防護技術部の業務)

第 113 条 防護技術部は、放射線安全と放射線防護に関わる次の業務を行う。

- (1) 分析技術に関すること。
- (2) 動物病理解析に関すること。
- (3) 先端動物実験に関すること。
- (4) 環境放射能調査に関すること。
- (5) 他センターからの要望に応じた技術支援や助言に関すること。

(防護技術部の組織)

第 114 条 防護技術部に次の室を置く。

分析技術支援室
動物病理支援室
先端動物実験推進室
環境放射能調査支援室

(分析技術支援室の業務)

第 115 条 分析技術支援室は、分析技術の高度化、分析装置の効率的共同利用の推進、及び関連する技術の支援や助言に関する業務を行う。

(動物病理支援室の業務)

第 116 条 動物病理支援室は、病理解析及びこれに係る技術の支援や助言、及びそれらに必要な新技術の開発と応用に関する業務を行う。

(先端動物実験推進室の業務)

第 117 条 先端動物実験推進室は、特殊な動物実験の実施に関連する技術支援や研究協力、及びそれらに必要な新技術の開発と応用に関わる業務を行う。

(環境放射能調査支援室の業務)

第 118 条 環境放射能調査支援室は、環境放射能調査に必要な技術開発と機器の維持、及び関連する研究に対する技術支援や助言に関する業務を行う。

(規制科学総合研究グループの業務)

第 119 条 規制科学総合研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 急性・慢性放射線被ばく健康・環境への影響に関する網羅的な研究の枠組みの構築に関すること。
- (2) 放射線の環境及び健康への影響に関する国際機関等の動向に則したデータベースの構築に関すること。
- (3) 放射線の数理モデルの開発及び放射線リスクの評価に関すること。
- (4) 放射線安全に関するリスクコミュニケーションに関すること。

(規制科学総合研究グループの組織)

第 120 条 前条の業務を行うため、規制科学総合研究グループに次のチームを置く。

放射線リスク情報研究チーム

放射線環境健康影響評価モデル開発チーム

放射線疫学統計解析チーム

リスクコミュニケーション手法開発チーム

(放射線リスク情報研究チームの業務)

第 121 条 放射線規制の基礎となる放射線リスクに関する研究成果を取りまとめ、信頼性評価と併せた放射線リスク・データベースの構築に関する研究業務を行う。

(放射線環境健康影響評価モデル開発チームの業務)

第 122 条 放射線被ばくによる人の健康及び環境への影響について、低線量放射線の生体応答に関する発がん機構モデルの開発及び人以外の環境生物の個体レベルの生物影響から集団・群集レベルの影響を推定するモデルの開発に関する研究業務を行う。

(放射線疫学統計解析チームの業務)

第 123 条 低線量放射線の健康リスクの疫学的手法による評価、並びにラドンを含む自然起源放射性核種の健康影響、航空機被ばくの健康影響、医療被ばくの健康影響などに関する調査データの収集、解析に関する研究業務を行う。

(リスクコミュニケーション手法開発チームの業務)

第 124 条 放射線規制の根拠に関する社会の理解促進のための科学技術と社会のコミュニケーションに関する手法開発に関する研究業務を行う。

(発達期被ばく影響研究グループの業務)

第 125 条 発達期被ばく影響研究グループは、次の業務を行う。

(1) 被ばく時年齢に依存して変動する発がんのリスク係数の提示に関すること。

(2) 中性子線及び重粒子線による幼若期被ばくの発がんリスクの生物学的効果の明確化に関すること。

(発達期被ばく影響研究グループの組織)

第 126 条 前条の業務を行うため、発達期被ばく影響研究グループに次のチームを置く。

実験病理研究チーム

分子発がん研究チーム

発がん機構研究チーム

前がん病変研究チーム

(実験病理研究チームの業務)

第 127 条 胎内・幼若期における放射線被ばくあるいは化学物質と放射線の複合暴露により実験動物に誘発される腫瘍(造血系ならびに肺、乳腺、腎臓などの腫瘍)及び非腫瘍性変化の病理学的研究に関する業務を行う。

(分子発がん研究チームの業務)

第 128 条 胎内・幼若期における放射線被ばくあるいは複合暴露により誘発される腫瘍のゲノム変異、並びに遺伝子・タンパク発現異常に関する分子生物学的研究に関する業務を行う。

(発がん機構研究チームの業務)

第 129 条 胎内・幼若期における放射線被ばくあるいは複合暴露による腫瘍発生幾序の分

子、細胞、組織レベルでの研究に関する業務を行う。

(前がん病変研究チームの業務)

第 130 条 胎内・幼若期における放射線被ばくあるいは複合暴露による正常組織の障害や前がん病変の発生に関する分子生物学的並びに形態学的研究に関する業務を行う。

(生体影響機構研究グループの業務)

第 131 条 生体影響機構研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 放射線の生体影響(発がん、突然変異、発生・分化異常)の機構解明による規制科学に必要な科学的知見の提供に関すること。
- (2) 低線量放射線に対する生体応答及び情報伝達に關与する遺伝子を同定、及びその機能解明による低線量放射線に特有なリスク修飾因子の決定に関すること。

(生体影響機構研究グループの組織)

第 132 条 前条の業務を行うため、生体影響機構研究グループに次のチームを置く。

発生・分化異常研究チーム
適応応答研究チーム
DNA 修復遺伝子研究チーム
発がん修飾因子研究チーム

(発生・分化異常研究チームの業務)

第 133 条 発生過程における哺乳類細胞の分化に対する低線量域放射線の影響、特に体細胞(胎児神経冠細胞系)等の分化過程における放射線誘発発生・分化異常に着目した細胞及び分子レベルの研究に関する業務を行う。

(適応応答研究チームの業務)

第 134 条 放射線適応応答等、低線量あるいは低線量率放射線に特有な応答現象の分子機構の解明研究に関する業務を行う。

(DNA 修復遺伝子研究チームの業務)

第 135 条 哺乳類細胞における主要な DNA 二本鎖切断の修復機構である非相同末端結合(NHEJ)の分子機構の解明研究の業務を行う。

(発がん修飾因子研究チームの業務)

第 136 条 動物個体を用いた低線量放射線発がんにおけるリスク修飾要因の解明研究に関する業務を行う。

(環境放射線影響研究グループの業務)

第 137 条 環境放射線影響研究グループは、次の業務を行う。

- (1) 環境生物・生態系についての被ばく線量評価及び放射線影響の解明に関すること。
- (2) 自然起源放射性物質による被ばくや高高度飛行に伴う宇宙放射線被ばく等による被ばくの実態・メカニズムの解析に関すること。
- (3) 海洋生態系における放射性核種の挙動解析に基づいた線量評価等に必要なデータの提供に関すること。

(環境放射線影響研究グループの組織)

第 138 条 前条の業務を行うため、環境放射線影響研究グループに次のチームを置く。

陸域生態系影響研究チーム

水域生態系影響研究チーム
自然放射線被ばく研究チーム
宇宙線被ばく研究チーム
海洋動態解析研究チーム

2 海洋動態解析研究チームは那珂湊支所に置く。

(陸域生態系影響研究チームの業務)

第 139 条 陸域の生物・生態系についての被ばく線量評価及び放射線影響の解明に関する研究業務を行う。

(水域生態系影響研究チームの業務)

第 140 条 水域の生物・生態系についての被ばく線量評価及び放射線影響の解明に関する研究業務を行う。

(自然放射線被ばく研究チームの業務)

第 141 条 自然起源放射性物質に関連した被ばくの実態とメカニズムの解析に関する研究業務を行う。

(宇宙線被ばく研究チームの業務)

第 142 条 航空機搭乗者等が宇宙放射線によって受ける被ばくの実態とメカニズムの解析に関する研究業務を行う。

(海洋動態解析研究チームの業務)

第 143 条 海洋生態系における重要放射性物質についての高精度分析法の開発及び挙動解析に関する研究業務を行う。

(那珂湊支所の業務)

第 144 条 那珂湊支所は、主に海洋生態系における放射性核種の挙動や同位体比等を明らかにすることにより、線量評価やモデル化に必要なデータを提供する業務を行う。

(那珂湊支所の組織)

第 145 条 那珂湊支所に管理室及び海洋環境調査技術開発室を置く。

(管理室の業務)

第 146 条 管理室は、支所の庶務及び会計並びに支所における放射線障害の防止に関する業務を行う。

(海洋環境調査技術開発室の業務)

第 147 条 海洋環境調査技術開発室は、海洋を中心とした環境における放射性核種等の調査研究に必要な技術開発と機器及び施設の維持、技術支援や助言に関する業務を行う。

(緊急被ばく医療研究センターの業務)

第 148 条 緊急被ばく医療研究センターは、次の業務を行う。

- (1) 放射線被ばく及び放射性核種による汚染の診断及び治療に関する研究に関すること。
- (2) 線量評価に関する研究及びその応用に関すること。
- (3) 放射線障害医療に関すること。
- (4) 緊急被ばく医療体制の整備に関すること。

(緊急被ばく医療研究センターの組織)

第 149 条 緊急被ばく医療研究センターに次のユニット及び部を置く。

運営企画ユニット

被ばく医療部

被ばく線量評価部

2 必要に応じ別に定めるところにより研究グループ及びチームを置くことができる。

(運営企画ユニットの業務)

第 150 条 運営企画ユニットは、次の業務を行う。

(1) 緊急被ばく医療研究センターの運営・企画に関すること。

(2) 緊急被ばく医療研究センターの庶務に関すること。

(3) 外部組織との連絡・調整に関すること。

(4) 外部資金の運用に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、緊急被ばく医療研究センターの業務のうち、他の所掌に属さない業務に関すること。

(運営企画ユニットの組織)

第 151 条 運営企画ユニットに次の室を置く。

企画・研究推進室

業務調整室

(企画・研究推進室の業務)

第 152 条 企画・研究推進室は、緊急被ばく医療研究センターにおける企画・研究推進業務を行う。

(業務調整室の業務)

第 153 条 業務調整室は、緊急被ばく医療研究センターにおける庶務、緊急被ばく医療体制の整備に関する業務及びその他の部に属さない業務を行う。

(被ばく医療部の業務)

第 154 条 被ばく医療部は、次の業務を行う。

(1) 緊急被ばく医療における放射線被ばく及び放射性核種による汚染の診断、治療及び関連業務に関する研究に関すること。

(2) 緊急時における被ばく医療業務及び関連業務に関すること。

(3) 放射線障害医療に関すること。

(被ばく医療部の組織)

第 155 条 被ばく医療部に次の室を置く。

障害診断室

障害治療室

教育情報室

(障害診断室の業務)

第 156 条 障害診断室は、次の業務を行う。

(1) 放射線障害の診断に関すること。

(2) 被ばく患者の追跡調査に関すること。

(3) その他関連の研究開発に関すること。

(障害治療室の業務)

第 157 条 障害治療室は、次の業務を行う。

- (1) 放射線障害の治療に関する研究に関すること。
- (2) 体内除染剤の臨床応用に関すること。
- (3) 放射線障害の低減化に関する研究に関すること。
- (4) 緊急被ばく医療のあり方に関する研究に関すること。

(教育情報室の業務)

第 158 条 教育情報室は、次の業務を行う。

- (1) 緊急被ばく医療データベースの整備に関すること。
- (2) 被ばくに関する相談に関すること。
- (3) 緊急被ばく医療施設の整備に関すること。
- (4) 緊急被ばく医療に係る教育、訓練、啓発に関すること。
- (5) 緊急被ばく医療に係る国際協力等に関すること。

(被ばく線量評価部の業務)

第 159 条 被ばく線量評価部は、次の業務を行う。

- (1) 緊急被ばくにおける線量評価及び関連業務に関すること。
- (2) 線量評価に係る研究開発に関すること。

(被ばく線量評価部の組織)

第 160 条 被ばく線量評価部に次の室を置く。

外部被ばく評価室
内部被ばく評価室
生物線量評価室

(外部被ばく評価室の業務)

第 161 条 外部被ばく評価室は、次の業務を行う。

- (1) 緊急被ばくにおける外部被ばく線量評価に関すること。
- (2) 表面汚染計測、体外計測に関すること。
- (3) 機器管理及び関連する技術開発等に関すること。

(内部被ばく評価室の業務)

第 162 条 内部被ばく評価室は、次の業務を行う。

- (1) 緊急被ばくにおける内部被ばく線量評価に関すること。
- (2) 内部被ばく線量評価に係る研究開発に関すること。

(生物線量評価室の業務)

第 163 条 生物線量評価室は、次の業務を行う。

- (1) 緊急被ばくにおける生物学的線量評価に関すること。
- (2) 生物学的線量評価に係る応用研究に関すること。

(監査室の業務)

第 164 条 監査室は、次の業務を行う。

- (1) 内部監査に関すること。
- (2) 会計経理の検査に係る内外との連絡及び調整に関すること。

(コンプライアンス室の業務)

第 165 条 コンプライアンス室は、次の業務を行う。

- (1) 研究の不正行為の防止及び対応に関すること。
- (2) 内部通報の受付、処理等に関すること。

第 3 章 職制

(センター長)

第 166 条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、命を受け、センターの業務を総括する。

(副センター長)

第 167 条 センターに副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、命を受け、センターの業務につき、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

(部長、病院長、室長、ユニット長、課長及び総看護師長)

第 168 条 部に部長を、病院に病院長を、室に室長を、ユニットにユニット長を、課に課長を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、病院看護課の長を総看護師長とする。
- 3 部長、病院長、室長及びユニット長は、命を受け、それぞれ部、病院、室又はユニットの所管業務を総括する。
- 4 課長(病院看護課にあっては総看護師長)は、命を受け、課の所管業務を総括する。

(特別上席研究員)

第 169 条 研究所に特別上席研究員を置くことができる。

- 2 特別上席研究員は外部資金による研究課題若しくは理事長が特別に指定する課題等の業務を推進する。

(特別上席技術員)

第 170 条 研究所に特別上席技術員を置くことができる。

- 2 特別上席技術員は外部資金による技術開発課題若しくは理事長が特別に指定する技術課題等の業務を推進する。

(上席研究員)

第 171 条 センターに上席研究員を置くことができる。

- 2 上席研究員は理事長が指定する研究業務等を推進する。

(上席技術員)

第 172 条 センターに上席技術員を置くことができる。

- 2 上席技術員は理事長が指定する技術業務等を推進する。

(支所長)

第 173 条 支所に支所長を置く。

- 2 支所長は、命を受け、支所の所管業務を総括する。

(グループリーダー)

第 174 条 各研究グループにグループリーダーを置く。

- 2 グループリーダーは、命を受け、各研究グループの業務等を総括する。

(サブグループリーダー)

第 175 条 各研究グループにサブグループリーダーを置くことができる。

2 サブグループリーダーは、命を受け、各研究グループの業務等につき、グループリーダーを補佐し、グループリーダーに事故があるときは、その職務を代行する。

(チームリーダー)

第 176 条 各チームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、命を受け、各チームの業務等を総括する。

(主任研究員)

第 177 条 企画部、情報業務室、基盤技術センター、重粒子医科学センター、分子イメージング研究センター、放射線防護研究センター、緊急被ばく医療研究センター及びこれらの内部組織に、主任研究員を置くことができる。

2 主任研究員は、命を受け、特定の研究課題について研究の指導及び管理を行う。

(主任技術員)

第 178 条 企画部、総務部、情報業務室、基盤技術センター、重粒子医科学センター、分子イメージング研究センター、放射線防護研究センター、緊急被ばく医療研究センター及びこれらの内部組織に、主任技術員を置くことができる。

2 主任技術員は、命を受け、特定の技術開発について指導及び管理を行う。

(開発専門員)

第 179 条 情報業務室及び基盤技術センターに開発専門員を置くことができる。

2 開発専門員は、命を受け、専門的業務を行う。

(研究員及び准研究員)

第 180 条 企画部、情報業務室、基盤技術センター、重粒子医科学センター、分子イメージング研究センター、放射線防護研究センター、緊急被ばく医療研究センター及びこれらの内部組織に、研究員及び准研究員を置くことができる。

2 研究員は、命を受け、特定の研究課題の指導を行う。

3 研究員及び准研究員は、命を受け、特定の研究課題についての研究業務を行う。

(技術員及び准技術員)

第 181 条 企画部、総務部、情報業務室、基盤技術センター、重粒子医科学センター、分子イメージング研究センター、放射線防護研究センター、緊急被ばく医療研究センター及びこれらの内部組織に、技術員及び准技術員を置くことができる。

2 技術員は、命を受け、特定の技術開発の指導を行う。

3 技術員及び准技術員は、命を受け、特定の技術開発についての技術業務を行う。

(次長)

第 182 条 部及び第 6 条に定める室に次長を置くことができる。

2 次長は、命を受け、部又は室の所管業務につき、部長又は室長を補佐し、部長又は室長に事故があるときは、その職務を代行する。

(課長代理)

第 183 条 課に課長代理(経営企画主幹を含む。以下第 187 条まで同じ。)を置くことができる。

- 2 課長代理は、命を受け、課の所管業務につき、課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。

(調査役)

第 184 条 課及び室に調査役を置くことができる。

- 2 調査役は、命を受け、課及び室の業務を分掌する。

(係長)

第 185 条 課及び室に、別に定めるところにより係を置くことができる。

- 2 係に係長を置く。
- 3 係長は、命を受け、係の分掌業務を処理する。

(主任)

第 186 条 係に、主任を置くことができる。

- 2 主任は、命を受け、係の分掌業務の一部を処理する。

(専門職)

第 187 条 部、課及び室に専門職を置くことができる。

- 2 専門職は、命を受け、専門的な業務を行う。

(医長、医師及び歯科医師)

第 188 条 緊急被ばく医療研究センター被ばく医療部障害診断室、障害治療室及び教育情報室並びに、重粒子医科学センター病院治療課、診断課及び臨床検査室に、医長、医師及び歯科医師を置く。

- 2 医長は、命を受け、診断又は治療に関する業務(診療放射線室長の業務に属するものを除く。)につき課長又は室長を補佐する。
- 3 医長、医師及び歯科医師は、命を受け、診断又は治療に関する業務(診療放射線室長、主任診療放射線技師及び診療放射線技師の業務に属するものを除く。)を行う。

(歯科衛生士)

第 189 条 重粒子医科学センター病院治療課及び診断課に、歯科衛生士を置くことができる。

- 2 歯科衛生士は、命を受け、歯科医師の指示のもとに歯科診療に関する業務を行う。

(臨床検査技師長、主任臨床検査技師及び臨床検査技師)

第 190 条 重粒子医科学センター病院臨床検査室に、臨床検査技師長、主任臨床検査技師及び臨床検査技師を置く。

- 2 主任臨床検査技師は、命を受け、臨床検査に関する業務につき室長を補佐する。
- 3 主任臨床検査技師は、命を受け、臨床検査に関する特定の業務の指導を行う。
- 4 臨床検査技師長、主任臨床検査技師及び臨床検査技師は、命を受け、臨床検査に関する業務を行う。

(副診療放射線技師室長、主任診療放射線技師及び診療放射線技師)

第 191 条 重粒子医科学センター病院診療放射線室に、副診療放射線技師室長、主任診療放射線技師及び診療放射線技師を置く。

- 2 副診療放射線技師室長は、命を受け、診断又は治療に必要な放射線発生装置等の操作並びに補助具の作成及び管理に関する業務につき室長を補佐する。
- 3 主任診療放射線技師は、命を受け、診断又は治療に必要な放射線発生装置等の操作並

びに補助具の作成及び管理に関する特定の業務の指導を行う。

- 4 副診療放射線技師室長、主任診療放射線技師及び診療放射線技師は、命を受け、診断又は治療に必要な放射線発生装置等の操作並びに補助具の作成及び管理に関する業務を行う。

(医薬品情報管理主任及び薬剤師)

第 192 条 重粒子医科学センター病院薬剤室及び分子イメージング研究センターに、医薬品情報管理主任及び薬剤師を置くことができる。

- 2 医薬品情報管理主任は、命を受け、診療に供される医薬品及び医薬部外品の検査並びに医薬品情報に関する業務を行う。
- 3 薬剤師は、命を受け、調剤及び製剤に関する業務を行う。

(看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師)

第 193 条 重粒子医科学センター病院看護課に、看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師を置く。

- 2 看護師長は、命を受け、看護に関する業務につき総看護師長を補佐する。
- 3 副看護師長は、命を受け、看護に関する業務につき看護師長を補佐する。又、看護師長不在時には代行して看護課の所管業務を行う。
- 4 看護師長、副看護師長及び看護師は、命を受け、患者の看護及び医師の診断・治療の補助、並びに病棟、外来診療棟の運用に関する業務を行う。
- 5 准看護師は、看護師長又は副看護師長の命を受け、看護師の指示のもとに看護業務を行う。

(栄養士)

第 194 条 重粒子医科学センター病院事務課に、栄養士を置くことができる。

- 2 栄養士は、命を受け、入院患者の給食に関する業務を行う。

(教科主任)

第 195 条 企画部人材育成課に教科主任を置くことができる。

- 2 教科主任は、企画部人材育成課の業務のうち、研修計画の企画立案及び研修実施に係わる専門技術に対する検討及び調整等を行う。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 6 月 28 日 13 規程第 83 号)

この規程は、平成 13 年 6 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 12 月 18 日 13 規程第 103 号)

この規程は、平成 13 年 12 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 2 月 21 日 14 規程第 1 号)

この規程は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 11 日 14 規程第 6 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 19 日 14 規程第 14 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 2 月 13 日 15 規程第 1 号)

この規程は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年10月30日15規程第29号）
この規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成15年12月18日15規程第42号）
この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日16規程第17号）
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月12日17規程第7号）
この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年5月31日17規程第12号）
この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成17年10月18日17規程第17号）
この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日18規程第6号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日18規程第92号）
この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年11月1日18規程第116号）
この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日19規程第12号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日19規程第14号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日20規程第9号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。